Ⅳ　指 導 計 画

１　五位中学校いじめ防止基本方針

(1)　基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、学校がすべての生徒にとって安心・安全な場所となるよう、指導体制の充実を図り、家庭や地域、関係諸機関と連携して、いじめの防止等に取り組む。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会等によるいじめ防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

(2)　いじめ防止への対策

① いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

ア　生徒理解と環境づくり

- いじめに関する校内研修を行う。
- 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図る。
- 生徒全員に定期的な個人面談を実施する。
- 指導に必要な情報を共有し、生徒理解に努める。

イ　自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

〇「いのちの教育」の推進

- 道徳や特別活動の授業で、いのちの教育（ＳＯＳの出し方に関する教育等）を推進する。
- 生命の尊さや思いやりの心を、すべての教科指導を通して涵養する。
- ネットいじめを防止するため、ＳＮＳ等の適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進める。
- 新型コロナウイルス肺炎等の各種感染症に関する差別・偏見を防止するため指導を、継続的に行う。

〇生徒が主体となる取組の充実

- 感謝、励まし、ねぎらい等の言葉の交流を学級や学年で推奨する。
- 生徒会による挨拶運動、ボランティア活動等を推進し、共感的な人間関係づくりに努める。
- 学級や学年、生徒会、部活動等の自治活動を推進し、自己有用感・自己肯定感を育む。
- 生徒会での各種取組を通していじめに関する意識を高めたり、早期発見を図ったりする。

ウ　家庭や地域との連携

- 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得る。
- 保護者にいじめ防止・発見やネットいじめ防止資料を配付し、啓発に努める。
- ＰＴＡ等と連携した挨拶運動等により、温かい言葉・心の交流を推進する。
- ＰＴＡ生活指導委員会と指導に必要な情報を共有する等、連携を強化する。

② いじめの早期発見

長期休業前後や面接週間等に合わせ、又は必要に応じて臨時の「悩み調査」を数多く行い、日頃からささいな兆候も見逃さない体制を構築しておく。また、早い段階からチームを組んで的確に対応する。

ア　日常的な観察

・　登校時、休み時間、放課後に各学年で担当を決めて校舎内を巡回する。授業時は、教科担任が早めに教室等へ行く。

・　毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との日常会話、授業での様子から情報を集め、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告、連絡、相談に努める。

・　生徒指導日誌に生徒の様子を記録する。

イ　アンケート調査等

・　悩み調査を定期的に行う。（年６及び必要に応じて）

・　必要に応じ、関連アンケート等の調査を実施して情報を収集する。

ウ　教育相談

・　生徒全員へ定期的な個人面談を実施する。（毎学期）

・　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の充実を図る。

③ いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行う。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

ア　いじめの発見・通報を受けたときの対応

・　生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。

・　いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。

・　発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有する。

・　いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどいじめの事実確認を行う。

・　事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

・　犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、早期から警察等に通報又は相談して対応に生かす。

イ　いじめられた生徒及びその保護者への支援

・　教育相談担当教諭やスクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒・保護者の心のケアや支援を行う。

・　いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整える。

ウ　いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

・　いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。

・　いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

・　いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

エ　いじめが起きた集団への働きかけ

・　いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

・　はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ　ネットいじめへの対応

・　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、適切に対応する。

・　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に通報や相談をし、連携した対応をとる。

④ いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

ア　生徒の見守り

・　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

・　生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

イ　再発防止の取組

・　お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。

・　道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

(3)　いじめ対策委員会（生徒指導委員会）… 時間割（火曜２限）に位置付け、各学年相互の情報交換及び共通理解を図り、未然防止・早期発見に努める。

① 構成員

・　校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、学年主任、養護教諭

※　必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者を追加する。

② 役割

・　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し

・　教職員間の情報共有・共通理解と課題意識の高揚・啓発（校内研修等）

・　生徒や保護者・地域に対する情報発信と課題意識の高揚・啓発、意見聴取

・　いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口

・　いじめ事案の調査と対応

(4)　年間計画

	取　組		取　組
4	・授業参観	10	・校内研修会（いじめ防止・発見）
5	・悩み調査① ・挨拶運動	11	・悩み調査④ ・全員面接 ・公開授業週間
6	・悩み調査② ・全員面接	12	・保護者会（三者面談） ・ネットトラブル防止関連資料の配布 ・ＳＯＳの出し方教室
7	・ネットトラブル防止・情報モラル教室 ・保護者会 ・いじめ・ネットトラブル防止関連資料の配布 ・薬物乱用防止教室	1	・悩み調査⑤
8	・小中合同研修会（事例研究）	2	・悩み調査⑥ ・全員面接
9	・悩み調査③	3	・今年度の取組の評価

(5)　評価と改善

・　学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。

・　「いじめ問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。

・　学校いじめ防止基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会（生徒指導委員会）において協議し、必要に応じて見直しを行う。